

7. 事業計画樹立のための調査計画事業等

(1) 県が行う調査計画

【県単調査】

調査計画事業名	事業内容	採択基準	負担割合		
			国	県	その他
県営農業農村整備事業等調査	関係地元団体等からの要請に基づき、県が実施する県営土地改良事業の実施予定地区で行う調査計画。 経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、農地環境事業、かんがい排水事業、農道整備事業、ため池等整備事業ほか、	該当する事業の採択要件を満足するもの。	—	50	50
地すべり防止指定業務	1. 地形図作成業務（図化） 2. 地すべり防止地域指定業務（標識ならびに境界標柱設置）		—	100	—

【補助調査】

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採択基準	負担割合		
			国	県	その他
農山漁村地域整備交付金	(別紙1 運用1) 農地整備事業(通作条件整備 基幹農道整備/一般農道整備 保全対策型) (1) 点検診断事業 既設の農道施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査及び農道保全対策計画の策定 「既設の農道」とは、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線をいう。	基幹農道整備は、農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農用地区域を主たる対象とすること。	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)
	(別紙1 運用3) 実施計画策定事業 土地改良法に基づいて実施する以下の工種の整備対象となる地域において、必要な調査及び検討を行い、実施計画を策定する。 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) 区画整理 (4) 農用地の造成 (5) 客土 (6) 暗渠排水	事業実施期間は1年以内とする。	50	25	25
	(別紙4 運用1) 農村集落基盤再編・整備事業（実施計画策定型） (中山間地域総合整備事業) 以下の事業について、実施計画または集落基盤再編計画を策定する。 生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) ほ場整備事業 (4) 農用地開発事業 (5) 農地防災事業 (6) 客土事業 (7) 暗渠排水事業 (8) 農用地の改良又は保全事業 農村生活環境整備事業 (17) 施設集約整備事業 ※	※集落基盤再編計画を策定するものであること。 事業実施期間は1年以内とする。 左記以外の事業は県単調査で計画策定を行う。	50	25	25

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
			国	県	その他
農業競争力強化農地整備事業	<p>(別紙2) 農地整備事業に係る実施計画等の策定 農地整備事業及び※水利施設等保全高度化事業に掲げる以下の各事業の実施に必要な調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。</p> <p>農地整備事業（農業生産基盤整備事業） (1) 農業用排水施設整備事業 (2) 農道整備事業 (3) 客土事業 (4) 暗渠排水事業 (5) 区画整理事業 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全 ※水利施設等保全高度化事業については畑地帯総合整備型に限る。</p>	<p>事業実施期間は1年(担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあつては2年)以内とする。</p>	50	25	25
水利施設保全高度化事業	<p>(別紙4) 水利施設整備事業に係る実施計画等の策定 農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定する。</p> <p>(3) 施設計画策定事業 整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等</p>	<p>・当該事業費が200万円以上であること。 ・採択期間は令和2年度までとする。</p>	50 (55)	未	未
農地中間管理機構関連農地整備事業	<p>(別紙2) 農地整備事業に係る実施計画策定事業 農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。</p> <p>農地整備事業（区画整理事業、農用地造成及びこれに附帯する事業） 採択要件 ・対象農地の全てに、農地中間管理権が設定されている。 ・対象農地面積が10ha以上。(中山間地域等は5ha以上) ・農地中間管理権が事業計画の公告日から15年間以上ある。 ・対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化。 ・対象農地の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上。</p>	<p>事業実施期間は2年以内とする。</p>	62.5	25	12.5
農村地域防災減災事業	<p>(別紙2～14の各事業の運用) 防災減災事業に係る調査計画事業実施計画策定 整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。 負担率について、二次災害が予想される地区における施設に係るものであつて、令和2年度までに採択する場合にあつては定額補助 ※本事業については、各事業に詳細な記載有り</p>	<p>事業実施期間は1年以内とする。</p>	100 (50)	0 (50)	0 (0)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	<p>(別表3) 機能発揮対策 施設の長寿命化対策及び防災減災対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等。 (1) 調査計画等 ア. 機能保全計画策定等 イ. 実施計画策定 ウ. 水利用調査・調整 エ. 耐震性点検・調査 オ. ため池緊急防災対策</p>	<p>・長寿命化・防災減災整備計画を策定していること。(機能発揮対策だけでなく、長寿命化対策、防災減災対策を含めた整備計画とすること。) ・事業実施期間は1年以内とする。</p>	100	—	—

(2) 市町村等が行う調査計画

【団体営調査】

事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
			国	県	その他
農山漁村地域整備交付金	(別紙1運用1)農地整備事業(通作条件整備 基幹農道整備/一般農道整備 保全対策型) (1)点検診断事業 既設の農道施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査及び農道保全対策計画の策定。 「既設の農道」とは、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線をいう。	基幹農道整備は、農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農用地区域を主たる対象とすること。	50 (55)	-	50 (45)
事業・交付金名	事業名及び事業内容	採 択 基 準	負担割合		
国	県	その他			
農山漁村地域整備交付金	(別紙1運用3)農業農村整備実施計画策定事業 土地改良法に基づいて実施する以下の工種の整備対象となる地域において、必要な調査及び検討を行い、実施計画を策定する。 (1)農業用排水施設整備 (2)農道整備 (3)区画整理 (4)農用地造成 (5)客土 (6)暗渠排水	事業実施期間は1年以内とする。	50	—	50
	(別紙2運用1) 水利施設等整備事業(地域農業水利施設保全型) 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事を行う事業の実施に必要な調査及び検討を行い、実施計画を策定する。	事業実施期間は1年以内とする。	50	—	50
	(別紙4運用1) 農村集落基盤再編・整備事業(実施計画策定型) (中山間地域総合整備事業) 以下の事業について、実施計画または集落基盤再編計画を策定する。 生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業 農村生活環境整備事業 (17)施設集約整備事業 ※	※集落基盤再編計画を策定するものであること。 事業実施期間は1年以内とする。 農村生活環境整備単独の実施又は特認事業の実施については、補助対象外。	50	—	50
農業水路等長寿命化・防災減災事業	(別表3)機能発揮対策 施設の長寿命化対策及び防災減災対策に必要な諸条件について行う調査、その計画の策定等。 (1)調査計画等 ア.機能保全計画策定等 イ.実施計画策定 ウ.水利用調査・調整 エ.耐震性点検・調査 オ.ため池緊急防災対策	・長寿命化・防災減災整備計画を策定していること。(機能発揮対策だけでなく、長寿命化対策、防災減災対策を含めた整備計画とすること。) ・事業実施期間は1年以内とする。	100	—	—